

利用申込書

建築主（以下「甲」という。）は、下記利用費用および裏面「出来高レポートサービス約款」を承諾し、下記の請負契約の建築工事の「出来高サポートサービス」を、株式会社 ERI ソリューション（以下「丙」という。）へ申し込みます。建築工事者（以下「乙」という）は、「出来高レポートサービス約款」を承諾のうえ、必要書類の提出および工事進捗調査等の協力を行います。

甲：建築主（発注者） 平成 年 月 日
住所 〒 -

氏名 ⑩ TEL

乙：建築工事者（請負者） 平成 年 月 日
住所 〒 -

氏名 ⑩ TEL

【請負契約】

請負契約日 年 月 日 請負金額 円

建築場所

【利用費用（税抜金額）】 案件審査料：¥40,000 円 進捗調査料：¥40,000 円/回

【請求書/振込確認書送付先】甲（建築主） 乙（建築工事者） そのほか（ ）

【必要書類】請負契約書（写）、確認済証（写）及び申請書1～5面、設計図書、仕上表、見積書
現場案内図、工事契約内訳書、躯体工事・木工事補助シート、ほか丙が必要とする書類

【甲、乙のほかの出来高レポートの提出先】

〒	〒
---	---

（建築主の個人情報の取り扱い）業務委託約款第10条より
甲および乙は、株式会社 ERI ソリューションが本契約の目的の範囲内で、甲の個人情報及び個人データを本業務に必要な委託先に提供することにつき、あらかじめ同意する。また、株式会社 ERI ソリューションは、提出された個人情報及び個人データを、当社個人情報規約に基づいて管理し、本契約以外の目的で第三者に提供しない。

業務委託約款

建築主（以下、「甲」という）、建築工事者（以下、「乙」という）及び株式会社 ERI ソリューション（以下、「丙」という）は、甲が丙に第 1 条に定める業務を委託することにつき、以下の通り合意したので本契約を締結する。

第 1 条（業務委託）

甲は、下記に記載された業務（以下「本件業務」という。）を丙に委託し、丙は以下の条項に従いこれを受託した。乙は、本件業務が遅滞なく行われるように必要な協力を行うことを承諾する。甲及び乙は、丙が甲乙間の請負契約（以下「本請負契約」という）に基づき、何ら義務を負うものではないことを確認する。

記

- （案件審査） 甲もしくは甲の指示により乙が提出した表記必要書類をもとに、本請負契約に基づく建築計画の審査を行い、進捗調査予定表を作成すること
- （進捗調査） 本請負契約に基づく工事の進捗状況を調査し、甲、乙および表記の出来高レポートの提出先に対し、出来高レポートを提出する業務

第 2 条（本件業務の報酬）

甲は、丙に対し、本件業務の報酬として、案件審査料として金 40,000 円（税抜金額）および進捗調査を行うたびに進捗調査料として金 40,000 円（税抜金額）を下記の方法により支払う。

記

- 案件審査料：本申し込みと同時に金 40,000 円也（税抜金額）を一括現金払い
- 進捗調査料：進捗調査を依頼すると同時に金 40,000 円（税抜金額）を一括現金払い

第 3 条（本請負契約の変更及び解約）

甲及び乙は、本請負契約の内容の変更及び解約の場合は、遅滞なく丙に連絡する。

第 4 条（本契約の解除）

- 甲が、本契約を解除する場合は、遅滞なく書面にて丙に通知をする。
- 前項による甲の解除の場合、甲が支払い済の業務報酬は返還しない。

第 5 条（本契約の解除）

1. 丙は、本契約の業務の遂行が著しく困難となった場合は、甲に対して相当の期間を定めた予告をもって、本契約を将来に向かって解除することができるものとする。但し、甲に次の各号の事由の一が生じた場合、丙は、何らの事前の予告をすることなく直ちに本契約を将来に向かって解除することができるものとする。

- （1）支払いの停止、差押、仮差押、または破産、民事再生開始、更生手続き開始、整理開始もしくは特別清算の申し立てがあったとき
- （2）手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- （3）刑事処分または行政処分を受けるなどして甲と本契約を継続することが丙の名誉・信用を毀損するおそれがあるとき
- （4）甲または甲の関係者が、第三者に対し、本契約内容について虚偽の説明を行った場合
- （5）その他前各項に準ずべき事由が生じたとき

2. 前項により丙が本契約を解除した場合に、当該解除によって生じた甲及び乙の損害について、丙は責任を負わない。

3. 丙は、第 1 項により本契約を解除した場合は、当該解除により生じた丙の損害の賠償を甲に請求することができる。

第 6 条（本契約の終了）

甲および乙は本建築が完成した場合は、すみやかに丙に連絡し、これにより本契約は終了する。

第 7 条（本件業務の再委託）

丙は、丙において特に必要と認めた場合、甲より委託された本件業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとし、甲は予め同意する。

第 8 条（設計・施工監理）

本建築物の設計・施工の監理は、本請負契約のほか甲乙間の契約によるものであり、設計・施工監理に起因する甲乙間、または甲乙が第三者に与えた損害等については、丙は一切の責任を負わない。

第 9 条（権利義務の譲渡禁止）

1. 本契約の当事者は、他の当事者の書面による承諾なくしては、本契約及び本契約に付帯関連して締結される諸契約（以下総称して「本契約等」という。）に基づく権利義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、あるいは本契約等上の地位を第三者に承継させてはならないものとする。

2. 本契約の当事者は前項規定の禁止事項を行った場合、又は正当な理由なく一方的に本契約等を破棄した場合、他の当事者に対し損害を賠償する義務を負う。

第 10 条（個人情報の取り扱い）

甲および乙は、丙が本契約の目的の範囲内で、甲の個人情報及び個人データを本業務に必要な委託先に提供することにつき、あらかじめ同意する。また、丙は、提出された個人情報及び個人データを、当社個人情報規約に基づいて管理し、本契約以外の目的で第三者に提供しない。

第 11 条（協議）

本契約において定めなき事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙の間で誠実に協議するものとする。

第 12 条（専属管轄）

本契約に関して生じた紛争に関する第一審の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。